⑸　当該製造物品に関し、迅速なアフターサービス体制及び物品の供給体制を整備していることを証明した者であること。
⑹　申請書等の受領期限の日から開札の時までの間に、北海道開発局長から指名停止を受けていないこと。
⑺　電子入札システムを利用する場合は、電子証明書（ＩＣカード）を取得していること。
⑻　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒080―8585 北海道帯広市西４条南８丁目
北海道開発局帯広開発建設部契約課上席契約専門官　下谷　里美　電話0155―24―3198
⑵　電子入札システムのＵＲＬ及び問い合わせ先
国土交通省電子入札システム
https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/
上記３⑴の問い合わせ先に同じ。
⑶　入札説明書の交付方法　上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑷　電子入札システムによる入札書類データ（申請書等）の受領期限及び紙入札方式による申請書等の受領期限　平成27年７月16日16時00分
⑸　電子入札システムによる入札書及び紙入札方式による入札書の受領期限　平成27年８月４日16時00分
⑹　開札の日時及び場所　平成27年８月５日14時00分　北海道開発局帯広開発建設部入札執行室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項
①　電子入札システムにより参加を希望する者は、入札書類データ（申請書等）を所定の受領期限までに上記３⑵に示すＵＲＬに提出しなければならない。
②　紙入札方式により参加を希望する者は、必要な申請書等を所定の受領期限までに上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。
なお、上記①及び②のいずれの場合も、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本入札公告等に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札、入札の条件に違反した者のした入札及び入札者に求められた義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　競争参加資格の決定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記３⑷により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。なお、当該資格の申請は「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年３月25日付官報）により随時受け付ける。
⑼　その他　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Toshiaki Kawabata, Director of Obihiro Development and Construction Department of Hokkaido Regional Development Bureau
⑵　Classification of the products to be procured : 14
⑶　Nature and quantity of the products to be manufactured : 1 set of Telemetering Equipment for River Management
⑷　Delivery period : 15 February 2016
⑸　Delivery place : The place specified by the Obligating Officer
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
②　have Grade A, B, C or D in terms of the qualification for participating in tenders of the “manufacture of product”, “sale of product” or “offer of services etc.” by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in Hokkaido region in the fiscal year of 2013・2014・2015
③　have proven to have actually manufactured or delivered the products concerned or products which collect observational data and have communicative function to upper rank terminal regardless of cable and radio
④　have proven to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the products concerned
⑤　not be currently under suspension of nomination by Director-General, Hokkaido Regional Development Bureau during the time of tender opening from time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification
⑺　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 p.m. 16 July 2015
⑻　Time limit for tender : 4 : 00 p.m. 4 August 2015
⑼　Contact point for the notice : Satomi Shimotani, Senior Officer of Contracts Division, Contracts Division, Obihiro Development and Construction Department of Hokkaido Regional Development Bureau, Minami 8, Nishi 4, Obihiro, Hokkaido, 080―8585, Japan TEL 0155―24―3198

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年６月12日
支出負担行為担当官
東京航空局長　加藤　　敏
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
○東空機第14号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　16
⑵　調達等件名及び数量　函館空港無線施設用発電装置１式の製造
⑶　引渡場所　函館空港事務所（北海道函館市高松町511）
⑷　調達案件の仕様等
【業務内容】
本製造は、函館空港無線施設用300kVA発電装置（平成２年３月製造）の更新に伴い、発電装置１式の製造を行うものである。
【製造機器仕様概要】
発電装置　３φ6600Ｖ　50Hz　500kVA　１式
自動制御盤　４面
その他　１式
（設置条件）
⑴　発電装置本体設置基礎寸法
幅2,500㎜×長さ4,200㎜
⑵　発電装置本体設置基礎重量　39.9ｔ
⑸　履行期間　契約締結日の翌日から平成28年２月19日まで
⑹　電子調達システム対象　本案件は、資料等の提出、入札等を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札による参加の承諾願いを提出すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。